

沖縄市雇用促進等施設入居募集要綱

(平成 29 年 3 月 10 日決裁)

改正 平成 30 年 1 月 24 日決裁 令和 7 年 7 月 11 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄市雇用促進等施設（以下、「雇用促進等施設」という。）における占有施設の入居募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雇用促進等施設の位置等)

第 2 条 雇用促進等施設の位置は、沖縄市中央二丁目 28 番 1 号とする。

2 占有施設の区画及び面積等は別図のとおりとする。

(入居応募資格要件)

第 3 条 占有施設の入居に応募しようとする者（以下、「入居応募者」という。）は、次の(1)から(3)に定める要件を全て満たしていなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する個人、法人又は法人格のない団体を構成する者であること。

ア 就労相談、職業紹介等による就業の促進ができる者。

イ 障がい者、高齢者等における就業の促進ができる者。

ウ ソフトウェア業を行う者。

エ 情報処理・提供サービス業を行う者。

オ インターネット付随サービス業を行う者。

カ コールセンター業を行う者。

キ 創業に関する相談等を運営できる者。

ク 就業に結びつく人材育成を行う者。

ケ その他市長が適当と認める者。

(2) 事業資金の調達能力を有している者

(3) 事業内容等が各種法令等に抵触せず、雇用促進等施設の構造上、設備上問題なく使用する者。

(募集方法等)

第 4 条 占有施設の入居の募集は、原則として公募によるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 公募の方法は、沖縄市のホームページ等を通じて行う。

3 公募を行う占有施設の区画については別図のとおりである。

(入居応募の方法)

第 5 条 入居応募者は、入居応募申込書（様式第 1 号の 1）に関係資料を添えて、市長へ提出しなければならない。ただし、これまでに入居したことのある者が再度入居応募

する場合は、再入居応募申込書(様式第1号の2)に関係資料を添えて、市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の提出があった場合、応募者に対して聞き取りを行うことができる。

(入居許可者の選考)

第6条 市長は、雇用促進等施設入居企業選定委員会において、入居企業の選定を行い、入居許可者を内定するものとする。

- 2 市長は前項の内定を行ったときは、速やかに、雇用促進等施設入居内定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- 3 前項の入居内定通知書に係る入居期間については、原則3年以内とする。ただし、これまでに入居したことのある者が再度入居する場合の入居期間については、原則1年以内とする。

- 4 入居許可者の選考基準は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画等の確実性

事業計画のスケジュール及び執行体制が確実であること。

- (2) 経営の確実性

経営状況が堅実であり、事業計画の実施に必要な資金計画を有していること。

- (3) 市経済への波及効果

施設周辺地域への経済的波及効果が期待されるとともに、新規雇用者の増が見込まれること。

- (4) その他

特に事業の必要性などが認められること。

(市長の利用許可)

第7条 市長から入居内定の通知を受けた者(以下「入居内定者」という。)は、市長の指定する期間内に、沖縄市雇用促進等施設条例施行規則第5条の規定による利用許可申請書を提出しなければならない。

(内定の取消)

第8条 市長は、入居内定者が前項の規定による利用許可申請書を提出しないとき、又は入居応募申込書の事業計画に著しい変更が生じる等、利用許可を与えることが不適當であると認められるときは第6条第1項の規定による内定を取り消すことができるものとする。

- 2 前項の規定による内定の取消しは、沖縄市雇用促進等施設入居内定取消通知書(様式第3号)により行うものとする。

(補足)

第9条 この要綱に定めが無い事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 24 日決裁)

この要綱は、平成 30 年 1 月 24 日から施行する。

附 則(令和 7 年 7 月 11 日決裁)

この要綱は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。

様式第 1 号の 1(第 5 条関係)

入居応募申込書

[別紙参照]

様式第 1 号の 2(第 5 条関係)

再入居応募申込書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

沖縄市雇用促進等施設入居案内通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

沖縄市雇用促進等施設入居内定取消通知書

[別紙参照]